

山梨県公報

第千八百十号

平成十九年

十一月二十二日

木曜日

目次

道路の区域変更	七八九
道路の供用開始(二件)	七八九
公告	七八九
特定非営利活動法人の設立の認証申請	七九〇
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	七九〇
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	七九〇

告示

山梨県告示第四百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
甲府市梯町字割畑五九三番地先から 西八代郡市川三郷町下芦川字地藏堂一四五 番の二地先まで	三・六〇 七・二	八・〇〇 一九・〇	三六三・〇 三六三・〇

山梨県告示第四百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市小野字下河原三六〇番の 五地先から 都留市小野字下河原三六一番地 先まで	三〇・七	平成十九年 十一月二十 二日

山梨県告示第四百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大野夏狩線	都留市鹿留字門原二二七番の 一地先から 都留市鹿留字門原二二七番の 四地先まで	二〇・〇	平成十九年 十一月二十 二日

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成十九年十一月八日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人学びの広場ふえふき
- 2 代表者の氏名 曾根修一
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市
- 4 定款に記載された目的

この法人は、笛吹市内を中心とした児童生徒の学びの環境づくりに関する支援活動、教職員の資質や指導力向上のための支援活動、地域・家庭教育に関する支援活動などの事業を行い、笛吹市の児童生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十一月九日から平成二十年一月八日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成十九年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
セントケア山梨株式会社	セントケア甲府北	甲府市池田一丁目三番三三号メゾン池田一〇三号	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・児童・精神障害者
セントケア山梨株式会社	セントケア甲府南	甲府市大里町三三三番地一森下ビル一〇一号	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・児童・精神障害者

セントケア山梨株式会社	セントケア富士吉田	富士吉田市松山五丁目一番一六号船久保オフィスビル一階A号	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・児童・精神障害者
-------------	-----------	------------------------------	-------------	----------------------

セントケア山梨株式会社	セントケア加納岩	山梨市上神内川一七一番地一丁目ビル一階	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・児童・精神障害者
-------------	----------	---------------------	-------------	----------------------

セントケア山梨株式会社	セントケア大月	大月市大月町花咲三九〇番地大月フラーハイツ一C	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・児童・精神障害者
-------------	---------	-------------------------	-------------	----------------------

セントケア山梨株式会社	セントケア笛吹	笛吹市石和町松本八三〇番地一カリエーラ七五三一〇一号	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・児童・精神障害者
-------------	---------	----------------------------	-------------	----------------------

セントケア山梨株式会社	セントケア河口湖	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二Sビル（船津）A号室	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・児童・精神障害者
-------------	----------	-------------------------------	-------------	----------------------

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社コムスン	株式会社コムスン甲府北ケアセンター	甲府市池田一丁目三番三三号メゾン池田	居宅介護・重度訪問介護

株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン
株式会社コムスン 土河口湖ケアセンタ I	株式会社コムスン 吹ケアセンタI	株式会社コムスン 月ケアセンタI	株式会社コムスン 納岩ケアセンタI	株式会社コムスン 山ケアセンタI	株式会社コムスン 府南ケアセンタI
南都留郡富士河口湖 町船津二〇九一番地 二Sビル(船津)A 号室	笛吹市石和町松本八 三〇番地一カリエI ラ七五三 一〇一号	大月市大月町花咲三 九〇番地大月フラワ IハイツC	山梨市上神内川一 七一番地一Tビル 一階	富士吉田市松山五丁 目一番一六号船久保 オフィスビル一階A 号室	甲府市大里町三二三 一番地一森下ビル一 〇一号
居宅介護・重度訪 問介護	居宅介護・重度訪 問介護	居宅介護・重度訪 問介護	居宅介護・重度訪 問介護	居宅介護・重度訪 問介護	居宅介護・重度訪 問介護

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番